



生徒心得

この心得は、私たちがよりよい学校生活を送るために定めたものです。本校生としての自覚を持ち、常に身分証明書を携帯し、規則を守り、学習に励み、充実した規律正しい生活を送り、卒業後に職業的・社会的自立できるように努めていくこと。

1. 礼儀・公衆道徳

1. 言葉遣いや態度に気をつけ、礼儀正しく、会釈や挨拶を行うこと。
2. 生徒間においては、思いやりの心で接し、乱暴な言動を慎み、すすんでお互いに会釈や挨拶を交わすこと。
3. 通学途上においても交通ルール・マナーを守り、高等養護学校生としての品位を損なわないこと。電車・バスの中では人に席を譲るように心掛けること。
4. 全ての公共の施設・設備・文化財等は、汚損することのないよう丁寧に扱うよう心掛けること。
5. 男女間の交際については、特に礼儀を守り節度を保ち、健全であるように努めること。
6. 団体行動の時は、各自行動に注意し、自分勝手な行動をしないようにすること。
7. 講演・映画・演劇等の会場では、環境や雰囲気乱し、周囲に迷惑をかけるような言動をしないようにすること。

2. 通学及び交通安全

1. 通学については、所定の通学路を通り、交通ルールやマナーを守り、高等養護学校生としての品位を保つこと。
2. 道路の歩行や自転車の運転時、横隊列を組まないようにする。また、自転車の二人乗り、無灯火、傘さし運転、スマホ・音楽等のながら運転をしないようにすること。万一、違反または事故の発生した時は、速やかに担任または生徒指導課に届け出ること。
3. 自転車については、必ず自転車保険に加入すること。
4. バイク・自動車の免許取得、購入・運転については禁止する。禁止・制限の内容は、バイクは、在学中、全

面免許取得乗車の禁止。自動車は、在学中、全面運転禁止とする。自動車免許については、3年生の2学期以降に就職の内定が出たことを前提として教習所入所を認める。在学中に取得した免許証は、免許取得と同時に学校に預けるか保護者が管理することとする。(詳しい説明はその時期に行われる)。

3. 校内生活

1. 校舎内では騒がず、授業中は授業規律を守って学習に励み、他人の迷惑になる言動は慎むこと。
2. 貴重品は各教室の自分の鍵付きロッカーに入れ、各自の責任で管理する。また、移動の際は、教室の施錠を日直が徹底すること。
3. 金銭その他の物品を貸借しないようにすること。
4. 授業以外において、教室その他の設備・物品を使用する時は、必ず先生に届け出て許可を受けること。
5. 校舎校具は大切に取り扱い、万一破損した場合は、速やかに担任や先生に申し出ること。(その事由に関わらず弁償しなければなりません。)
6. 遺失・拾得の場合は、速やかに生徒指導課に届け出ること。
7. 常に、清潔・整頓に心掛け、各自の清掃分担区域は責任を持って美化に努める。
8. 登校後は下校まで許可なく外出することを禁止するが、やむを得ない場合は担任に申し出て外出許可を受け、外出許可証を携帯すること。
9. 学業に不必要な物は学校に持参しないこと。
10. 金銭も必要最低限のみ持参すること。また、家庭学習に必要な物は持ち帰ること。

4. アルバイト

アルバイトは原則として禁止する。

5. 欠席・遅刻・早退・忌引等

1. 欠席する時は、保護者から電話連絡をすること。病院などの通院については、学校生活に支障をきたさないようにすること。
なお、授業の欠席時数や日数が規定を超えると、進級や卒業に大きく影響する。(規定は別に定める)
2. バスや電車が遅れた時は、通学途上でその旨を電話連絡すること。「遅延証明書」があればもらうこと。
3. 早退する時は、必ず担任に申し出て許可を受けてから帰宅すること。勝手に帰宅しないこと。
4. 忌引きについては、必ず保護者から担任に申し出ること。

6. 服装・頭髪等

1. 服装はその人の品位と学校の顔を表すものであるから、常に清潔、質素、端正であるように心掛け、正しく制服を着用すること。
2. 校内、登下校および本校生としての校外行事に参加の際は、制服を着用すること。
3. やむを得ない事由により制服を着用できない場合は、担任を通じて生徒指導課に「異装許可願」を提出し、許可を得ること。異装中は常に許可証を携帯すること。
4. 頭髪は常に清潔を保ち、他人に不快な印象を与えないこと。男女を問わず頭髪の加工は認めない。特にパーマ、染毛、部分染、脱色やドライヤー、アイロンの過度な使用による変色など本校生としてふさわしくない華美な髪型は禁止する。指導に従わない場合は特別指導を行う。
5. 靴下は白色、黒色、紺色もしくはグレーとし、メーカーの刺繍装飾は可とする。
6. 肌着類は指定のカッターシャツやポロシャツ着用時に、色や柄物プリントが透けない薄色の無地のものが望ましい。
7. 口紅、マニキュア、アイシャドー等およびブローチ、イヤリング、ピアス、ネックレス、華美な髪留め具は禁止する。
8. 防寒着、マフラー、手袋の着用はよいが、色・形は華美にならないように留意し、室内では原則として着用しないこと。

7. 風紀・その他

飲酒、喫煙等法律に違反する行為はもとより、次に示すような、秩序を乱し、品位を損なう不規律な行動はしないこと。

1. 不健全な飲食店・娯楽場・遊技場への出入り
2. 夜間の単独外出、無断外泊、夜遊び等
3. 不純異性交遊

北大津高等養護学校 生徒指導課